

「農用地利用配分計画」の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	氏名又は名称	住所	住所	賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社ライ スファーマー	岡山市東区金田九三八― 五	岡山市東区金田七八四他二十二筆			
農事組合法人 西山維進会	高梁市備中町西山三六〇 四―一	高梁市備中町西山字柿木坪上エ三六七八 ―一他三十六筆			
伊達 修史	新見市唐松四一六〇	新見市唐松字上佐々井二五四―一他一 筆			
大原天津夫	新見市神郷高瀬二七六六 ―二	新見市神郷高瀬字新田二七九〇―一他十 三筆			
伐明 昭治	新見市千屋花見一〇三八	新見市千屋花見字休石五〇四―一他二筆			
クラカアグリ 株式会社	倉敷市西中新田五二五― 二一	小田郡矢掛町小田字中沖一二七―一他十九 筆			
農事組合法人 かんば川	津山市加茂町樽井一六七 ―五	津山市加茂町塔中字五俵田一三六―一他 一筆			
農事組合法人 寄江原	真庭市下方一四八八	真庭市鹿田字寄江二七六二			

二 認可年月日

平成二十九年十月二十三日

三 申請年月日

平成二十九年九月二十二日